

## 高齢者紙おむつ給付事業業務委託仕様書

**1 名称** 高齢者紙おむつ給付事業業務

**2 履行場所** 和歌山市内全域

**3 履行期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務内容

受託者は、和歌山市（以下「委託者」という。）が紙おむつの給付を決定した者（以下「対象者」という。）に対し、受託者が委託者の提示した条件に該当する各種類・規格の商品を指定し、取り扱い、対象者に対して紙おむつを給付するものとする。具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) 対象者への紙おむつの納入
- (2) 対象者及び委託者との紙おむつの給付に係る連絡調整
- (3) 委託者への報告
- (4) 委託者への請求
- (5) 委託者が提供する対象者に関する情報及び受託者が収集した対象者に関する情報の管理

### 5 紙おむつの種類、規格及び年間予定納入個数

【表1】

番号	種類・規格	1個（1月）あたりの枚数	年間予定納入個数
1	紙おむつ（テープ止めタイプ）	35枚／月	3,339個
2	紙おむつ（パンツタイプ）	35枚／月	6,387個
3	紙おむつ（テープ止めタイプ）+ 尿パッド	20枚／月（テープ止めタイプ） +60枚／月（尿パッド）	4,962個
4	紙おむつ（パンツタイプ） +尿パッド	20枚／月（パンツタイプ） +60枚／月（尿パッド）	5,847個
5	尿パッド	165枚／月	1,548個
6	紙おむつ（フラットタイプ）	100枚／月	75個

【表2】

メーカー名
王子ネピア株式会社
花王プロフェッショナル・サービス株式会社
カミ商事株式会社
大王製紙株式会社
日本製紙クレシア株式会社
白十字株式会社
ユニ・チャーム株式会社
株式会社リブドウコーポレーション

- (1) 規格は、施設・病院用とする。
- (2) 【表1】の1及び3における紙おむつ（テープ止めタイプ）は、委託者が定めるS・M・L・LLの計4種類のサイズ区分のものを取り扱うこととする。下記ア及びイに従って、紙おむつ（テープ止めタイプ）商品を指定し、計4種類のサイズのものを取り扱うこと。
- ア 【表2】に記載のメーカーの商品を1つ自由に指定し、取り扱うこととする。ただし、商品は、委託者が定めるサイズ区分が計4種類のうち、半数（2種類）以上あるものを1つ指定し、取り扱うこと。また、各サイズ区分は、紙おむつ（テープ止めタイプ）のサイズをA～Bセンチメートル（ヒップサイズ）とした際、Bの数値が下記【表3】を満たすものであること。（各商品に規定されているサイズ区分とは異なるので注意すること。）また、いずれもAの数値は問わない。加えて、目安吸収量を満たすことである。なお、メーカーに目安吸収量を必ず確認すること。
- イ アで指定した商品で取り扱い不可のサイズ区分のものがある場合、【表2】に記載のメーカーの商品を最大2種類まで自由に指定し、取り扱い不可のサイズ区分のものを取り扱うこととする。

【表3】

サイズ区分	Bの数値	目安吸収量
S	75cm以上 92cm以下	400cc以上
M	100cm以上 115cm以下	550cc以上
L	125cm以上 135cm以下	600cc以上
LL	140cm以上	600cc以上

(3) 【表1】の2及び4における紙おむつ（パンツタイプ）は、委託者が定めるS・M・L・L（大きめ）・LL・LL（大きめ）の計6種類のサイズのものを取り扱うこととする。下記ア及びイに従って、紙おむつ（パンツタイプ）商品を指定し、計6種類のサイズのものを取り扱うこと。

ア 上記（2）アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を取り扱うこととする。ただし、商品は、委託者が定めるサイズ区分が計6種類のうち半数（3種類）以上あるものを1つ指定し、取り扱うこと。また、各サイズ区分は、紙おむつ（パンツタイプ）のサイズをC～Dセンチメートル（ウエストサイズ）とした際、Dの数値が下記【表4】を満たすものであること。（各商品に規定されているサイズ区分とは異なるので注意すること。）また、いずれもCの数値は問わない。加えて、目安吸収量を満たすものであること。なお、メーカーに目安吸収量を必ず確認すること。

イ アで指定した商品で取り扱い不可のサイズ区分のものがある場合、【表2】に記載のメーカーの商品を最大3種類まで自由に指定し、取り扱い不可のサイズ区分のものを取り扱うこととする。

【表4】

サイズ区分	Dの数値	目安吸収量
S	70cm以上 75cm以下	450cc以上
M	85cm以上 95cm以下	
L	100cm以上 115cm以下	
L（大きめ）	120cm以上 125cm以下	
LL	130cm以上 135cm以下	
LL（大きめ）	140cm以上	

(4) 【表1】の3及び4における尿パッドは、上記（2）アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を1つ指定し、取り扱うこととする。ただし、上記（2）及び（3）で指定した紙おむつ（テープ止めタイプ）及び紙おむつ（パンツタイプ）と尿パッドを組み合わせる際、適切な尿パッド商品を受託者が判断し、指定することとする。なお、当条件を満たすために、複数の尿パッド商品を取り扱う必要があると受託者が判断した場合、【表2】に記載のメーカーの商品を自由に指定し、必要数の尿パッド商品を取り扱うこととする。

(5) 【表1】の5における尿パッドは、（4）と同一の商品を取り扱うこととする。ただし、（4）で複数の尿パッド商品を取り扱う場合、その中から自由に商品を1つ指定し、取り扱うこととする。

(6) 【表1】の6における紙おむつ（フラットタイプ）は、上記（2）アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を1つ指定し、取り扱うこととする。ただし、当該メーカーに該当商品がない場合に限り、【表2】に記載のメーカーの商品を1つ自由に指定し、紙おむつ（フラットタイプ）を取り扱うこととする。

(7) 年間予定納入個数は、予定であり確定された個数ではない。

(8) 納入する商品について、メーカーの見本を使用しないこと。また個数は過不足なく納入すること。

(9) 納入とは別に、地域包括支援課及び各市内地域包括支援センター計16箇所に、次の物を配達すること。

#### ア 商品案内表（ラミネート加工した物）

イ 取り扱い現物（サンプルとして下記【表5】で示した数を揃えたものを1セットする。）  
ただし、紙おむつ（テープ止めタイプ）及び紙おむつ（パンツタイプ）は、各サイズ区分ごとに1枚用意してサンプル数を揃えること。また、複数の尿パッド商品を指定し、取り扱う場合、それらを各1枚用意すること。

【表5】

種類・規格	サンプル数（枚）
紙おむつ（テープ止めタイプ）	4
紙おむつ（パンツタイプ）	6
尿パッド	指定数
紙おむつ（フラットタイプ）	1

なお、ア及びイの配達する数量は委託者が各箇所別に決定し、1箇所あたりの決定上限数は、アについては10部、イについては10セットとする。なお、万が一配達済のものに誤り等があれば、受託者はそれらを回収し、正しいものと交換すること。その場合に限り、上記配達数量の上限数は問わないこととする。

### 6 納入先 和歌山市内に居住する65歳以上の在宅高齢者

### 7 紙おむつの納入方法について

(1) 対象者が提出した紙おむつ給付申請書に対して、委託者が給付を決定し、受託者に対し

納入依頼書を送付する。受託者は、納入依頼書の受理後、概ね2週間以内に「紙おむつ3箇月分」を対象者に配送すること。また、その後、対象者一人につき3箇月ごとに配送することとし、配送月の概ね毎月15日までに配送を完了すること。

- (2) 予定総配送回数は、1年間（契約期間）で約7,400回とする。
- (3) 対象者宅に納入の際、商品と引換えに納入報告書に利用者のサイン及び受領印をもらうこと。サイン及び受領印は原則本人のものとし、やむを得ず本人名以外の受領印をもらう場合には、受領者氏名を記載すると共に、対象者との関係を記入すること。
- (4) 納入時に対象者不在等の場合もあるため、適宜対象者と連絡を取り合いながら納入に当たること。
- (5) 対象者宅が不在の場合、受託者の負担により不在票等で対象者宅に連絡を取り、早期納入に努めること。
- (6) 代理者が受け取る際は、配達日当日に対象者が在宅で生活しているか確認の上で納入に当たること（入院中・施設利用中でないこと）。また、入院又は入所していた場合、委託者へ速やかに連絡すること。
- (7) 対象者への配送については、途中で辞退する人や商品変更を希望する人もいるので、委託者の指示により商品の配送中止、変更等に応じること。また、商品配送後の商品の種類変更については、未開封の状態であれば即座に交換すること。
- (8) 納入の際、不衛生にならないよう細心の注意を払い、紙おむつに不具合があった場合は受託者負担により紙おむつの交換を行うこと。
- (9) 納入の際、配達員は懇切丁寧に対応すること。また、対象者宅のプライバシー保護に努めること。
- (10) 納入の際、委託者が定めるサイズ区分と受託者が指定し、取り扱う商品に規定されているサイズ区分の表記が異なる場合は、対象者がサイズについて誤認しないように工夫すること。
- (11) 月末を締めとして、1箇月間に集まったサイン済みの納入報告書を種類ごとに集計し、翌月10日までに請求書と納入報告書を提出すること。
- (12) 納入対象者の居宅までの配達に係る費用は委託金に含むものとする。

(13) 対象者から商品等についての問合せがある場合、電話や個別訪問等で対応すること。

## 8 その他

その他、仕様書に取り決めのない事項については、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うこと。

## 9 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 高齢者紙おむつ給付事業業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は高齢者紙おむつ給付業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の契約単価は、次のとおりとする。

取扱メーカー名 \_\_\_\_\_

	商品ブランド名・種類・規格	契約単価（消費税及び地方消費税を含まない。）
1	_____ テープ止めタイプ 35枚/月 【S・M・L・LL】	_____円
2	_____ パンツタイプ 35枚/月 【S・M・L・L（大きめ）・LL・LL（大きめ）】	_____円
3	_____ テープ止めタイプ 20枚/月 【S・M・L・LL】 + _____ 尿パッド 60枚/月	_____円
4	_____ パンツタイプ 20枚/月 【S・M・L・L（大きめ）・LL・LL（大きめ）】 + _____ 尿パッド 60枚/月	_____円
5	_____ 尿パッド 165枚/月	_____円
6	_____ フラットタイプ 100枚/月	_____円

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （延滞違約金の徴収）

第7条 乙が甲の指定する日までに契約物品を納入しない場合は、甲は、遅延納入個数に契約単価を乗じた額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収することができる。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### （調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （請求方法）

第9条 乙は、納入月の物品の納入が完了した後において、請求書に報告書を添付し、その月末を締めとして翌月10日までに請求しなければならない。

#### (支払方法)

第10条 甲は、前条の規定に基づき請求書を受理したときは、契約物品の種類、規格、納入個数及び金額を照査の上、その日から起算して30日以内に乙に対して請求金額を支払うものとする。

- 2 甲は、乙に対して、第4条に規定する契約単価に「数量」及び「消費税及び地方消費税の税率」を乗じた金額を支払うものとする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第1項の規定による請求金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### (甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき又はその見込がないとき。
  - (2) 本市職員の指示監督に従わず職務の執行を妨げたとき。
  - (3) 契約事項に違反したとき。
  - (4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。
  - (5) 第16条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- 2 甲が前項により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

#### (暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰する理由により、物品を納入することができないと認められたとき。
- (2) その他甲が契約に違反したとき。

(秘密の保持等)

第15条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約の履行に際し、その従事する者が知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙のこの契約の履行に従事する者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第16条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人の情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称及び事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第17条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(紛争の解決)

第18条 この契約について甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲、乙双方協議の上、決定する。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しあてはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその

処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守せなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 重度身体障害者（児）紙おむつ給付事業業務委託仕様書

1 名称 重度身体障害者（児）紙おむつ給付事業業務

2 履行場所 和歌山市内全域

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

受託者は、和歌山市（以下「委託者」という。）が紙おむつの給付を決定した者（以下「対象者」という。）に対し、受託者が委託者の提示した条件に該当する各種類・規格の商品を指定し、取り扱い、対象者に対して紙おむつを給付するものとする。具体的な業務内容は次のとおりである。

（1）対象者への紙おむつの納入

（2）対象者及び委託者との紙おむつの給付に係る連絡調整

（3）委託者への報告

（4）委託者への請求

（5）委託者が提供する対象者に関する情報及び受託者が収集した対象者に関する情報の管理

5 紙おむつの種類、規格及び年間予定納入個数

【表1】

番号	種類・規格	1個（1月）あたりの枚数	年間予定納入個数
1	紙おむつ（テープ止めタイプ）	35枚／月	210個
2	紙おむつ（パンツタイプ）	35枚／月	222個
3	紙おむつ（テープ止めタイプ）+尿パッド	20枚／月（テープ止めタイプ） +60枚／月（尿パッド）	100個
4	紙おむつ（パンツタイプ）+尿パッド	20枚／月（パンツタイプ） +60枚／月（尿パッド）	100個
5	尿パッド	165枚／月	142個
6	紙おむつ（フラットタイプ）	100枚／月	34個

【表2】

メーカー名
王子ネピア株式会社
花王プロフェッショナル・サービス株式会社
カミ商事株式会社
大王製紙株式会社
日本製紙クレシア株式会社
白十字株式会社
ユニ・チャーム株式会社
株式会社リブドウコーポレーション

- (1) 規格は、施設・病院用とする。
- (2) 【表1】の1及び3における紙おむつ（テープ止めタイプ）は、委託者が定めるS・M・L・LLの計4種類のサイズ区分のものを取り扱うこととする。下記ア及びイに従って、紙おむつ（テープ止めタイプ）商品を指定し、計4種類のサイズのものを取り扱うこと。
- ア 【表2】に記載のメーカーの商品を1つ自由に指定し、取り扱うこととする。ただし、商品は、委託者が定めるサイズ区分が計4種類のうち、半数（2種類）以上あるものを1つ指定し、取り扱うこと。また、各サイズ区分は、紙おむつ（テープ止めタイプ）のサイズをA～Bセンチメートル（ヒップサイズ）とした際、Bの数値が下記【表3】を満たすものであること。（各商品に規定されているサイズ区分とは異なるので注意すること。）また、いずれもAの数値は問わない。加えて、目安吸収量を満たすものであること。なお、メーカーに目安吸収量を必ず確認すること。
- イ アで指定した商品で取り扱い不可のサイズ区分のものがある場合、【表2】に記載のメーカーの商品を最大2種類まで自由に指定し、取り扱い不可のサイズ区分のものを取り扱うこととする。

【表3】

サイズ区分	Bの数値	目安吸収量
S	75cm以上92cm以下	400cc以上
M	100cm以上115cm以下	550cc以上
L	125cm以上135cm以下	600cc以上
LL	140cm以上	600cc以上

- (3) 【表1】の2及び4における紙おむつ（パンツタイプ）は、委託者が定めるS・M・L・LL（大きめ）・LL・LL（大きめ）の計6種類のサイズのものを取り扱うこととする。下記ア及びイに従って、紙おむつ（パンツタイプ）商品を指定し、計6種類のサイズのものを取り扱うこと。
- ア 上記（2）アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を取り扱うこととする。ただし、商品は、委託者が定めるサイズ区分が計6種類のうち半数（3種類）以上あるものを1つ指定し、取り扱うこと。また、各サイズ区分は、紙おむつ（パンツタイプ）のサイズをC～Dセンチメートル（ウエストサイズ）とした際、Dの数値が下記【表4】を満たすものであること。（各商品に規定されているサイズ区分とは異なるので注意すること。）また、いずれもCの数値は問わない。加えて、目安吸収量を満たすものであること。なお、メーカーに目安吸収量を必ず確認すること。
- イ アで指定した商品で取り扱い不可のサイズ区分のものがある場合、【表2】に記載のメーカーの商品を最大3種類まで自由に指定し、取り扱い不可のサイズ区分のものを取り扱うこととする。

【表4】

サイズ区分	Dの数値	目安吸收量
S	70 cm以上75 cm以下	450cc以上
M	85 cm以上95 cm以下	
L	100 cm以上115 cm以下	
L(大きめ)	120 cm以上125 cm以下	
LL	130 cm以上135 cm以下	
LL(大きめ)	140 cm以上	

- (4) 【表1】の3及び4における尿パッドは、上記(2)アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を1つ指定し、取り扱うこととする。ただし、上記(2)及び(3)で指定した紙おむつ(テープ止めタイプ)及び紙おむつ(パンツタイプ)と尿パッドを組み合わせる際、適切な尿パッド商品を受託者が判断し、指定することとする。なお、当条件を満たすために、複数の尿パッド商品を取り扱う必要があると受託者が判断した場合、【表2】に記載のメーカーの商品を自由に指定し、必要数の尿パッド商品を取り扱うこととする。
- (5) 【表1】の5における尿パッドは、(4)と同一の商品を取り扱うこととする。ただし、(4)で複数の尿パッド商品を取り扱う場合、その中から自由に商品を1つ指定し、取り扱うこととする。
- (6) 【表1】の6における紙おむつ(フラットタイプ)は、上記(2)アで選択したメーカーと同一のメーカーの商品を1つ指定し、取り扱うこととする。ただし、当該メーカーに該当商品がない場合に限り、【表2】に記載のメーカーの商品を1つ自由に指定し、紙おむつ(フラットタイプ)を取り扱うこととする。
- (7) 年間予定納入個数は、予定であり確定された個数ではない。
- (8) 納入する商品について、メーカーの見本を使用しないこと。また個数は過不足なく納入すること。
- (9) 納入とは別に、障害者支援課の希望があれば、障害者支援課に、次の物を配達すること。
- ア 商品案内表(ラミネート加工した物)1部  
イ 取り扱い現物(サンプルとして種類、規格及びサイズ別に、障害者支援課の希望する各1枚)

## 6 児童用の紙おむつの種類、規格、メーカー名(商品名)及び年間予定納入個数

【表5】児童用については、メーカーを1つ選択し、()内記載の商品を取り扱うこととする。

番号	種類・規格	1個(1月) あたりの枚数	メーカー名(商品名)	年間予定 納入個数
7	紙おむつ(テープ止めタイプ 児童用)	40枚/月	王子ネピア株式会社 (ネピアホワイト テープ X L)	12個
			花王株式会社 (メリーズさらさらエアスルーテープタイプ Mサイズ)	
			大王製紙株式会社 (グーンスーパーBIGテープ止めタイプ)	

			ユニ・チャーム株式会社 (ムーニーテープタイプ L サイズ) 株式会社リブドウコーポレーション (リフレ 簡単テープ止めタイプジュニア)	
8	紙おむつ (パンツタイプ 児童用)	40枚／月	王子ネピア株式会社 (ネピアホワイト パンツ Big より大きい) 花王株式会社 (メリーズパンツさらさらエアスルー ビッグより大きいサイズ) 大王製紙株式会社 (グーンスーパーBIGパンツタイプ) ユニ・チャーム株式会社 (ムーニーマン パンツタイプスーパーBig) 株式会社リブドウコーポレーション (リフレ はくパンツ ジュニア)	12個

- (1) 規格は、施設・病院用とする。
- (2) 年間予定納入個数は、予定であり確定された個数ではない。
- (3) 納入する商品について、メーカーの見本を使用しないこと。また個数は過不足なく納入すること。
- (4) 納入とは別に、障害者支援課の希望があれば、障害者支援課に、次の物を配達すること。
- ア 商品案内表 (ラミネート加工した物) 1部
- イ 取り扱い現物 (サンプルとして種類、規格及びサイズ別に、障害者支援課の希望する各1枚)

7 納入先 和歌山市内に居住する3歳以上65歳未満の在宅重度身体障害者(児)。

#### 8 紙おむつの納入方法について

- (1) 対象者が提出した紙おむつ給付申請書に対して、委託者が給付を決定し、受託者に対し納入依頼書を送付する。受託者は、納入依頼書の受理後、概ね2週間以内に「紙おむつ3箇月分」を対象者に配送すること。また、その後、対象者一人につき3箇月ごとに配送することとし、配送月の概ね毎月15日までに配送を完了すること。
- (2) 予定総配送回数は、1年間(契約期間)で約310回とする。
- (3) 対象者宅に納入の際、商品と引換えに納入報告書に利用者のサインをもらうこと。サインは原則本人のものとし、やむを得ず本人名以外のサインをもらう場合には、受領者氏名を記載すると共に、対象者との関係を記入すること。
- (4) 納入時に対象者不在等の場合もあるため、適宜対象者と連絡を取り合いながら納入に当た

ること。

- (5) 対象者宅が不在の場合、受託者の負担により不在票等で対象者宅に連絡を取り、早期納入に努めること。
- (6) 代理者が受け取る際は、配達日当日に対象者が在宅で生活しているか確認の上で納入に当たること（入院中・施設利用中でないこと）。また、入院又は入所していた場合、委託者へ速やかに連絡すること。
- (7) 対象者への配送については、途中で辞退する人や商品変更を希望する人もいるので、委託者の指示により商品の配送中止、変更等に応じること。また、商品配送後の商品の種類変更については、未開封の状態であれば即座に交換すること。
- (8) 納入の際、不衛生にならないよう細心の注意を払い、紙おむつに不具合があった場合は受託者負担により紙おむつの交換を行うこと。
- (9) 納入の際、配達員は懇切丁寧に対応すること。また、対象者宅のプライバシー保護に努めること。
- (10) 納入の際、委託者が定めるサイズ区分と受託者が指定し、取り扱う商品に規定されているサイズ区分の表記が異なる場合は、対象者がサイズについて誤認しないように工夫すること。
- (11) 月末を締めとして、1箇月間に集まったサイン済みの納入報告書を種類ごとに集計し、翌月10日までに請求書と納入報告書を提出すること。
- (12) 納入対象者の居宅までの配達に係る費用は委託金に含むものとする。
- (13) 対象者から商品等についての問合せがある場合、電話や個別訪問等で対応すること。

## 9 その他

その他、仕様書に取り決めのない事項については、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うこと。

## 10 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 重度身体障害者（児）紙おむつ給付事業業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は重度身体障害者（児）紙おむつ給付業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の契約単価は、次のとおりとする。

取扱メーカー名

	商品ブランド名・種類・規格	契約単価（消費税及び地方消費税を含まない。）
1	テープ止めタイプ 35枚/月 【S・M・L・LL】	円
2	パンツタイプ 35枚/月 【S・M・L・L（大きめ）・LL・LL（大きめ）】	円
3	テープ止めタイプ 20枚/月 【S・M・L・LL】 + 尿パッド 60枚/月	円
4	パンツタイプ 20枚/月 【S・M・L・L（大きめ）・LL・LL（大きめ）】 + 尿パッド 60枚/月	円
5	尿パッド 165枚/月	円
6	フラットタイプ 100枚/月	円
7	テープ止めタイプ 児童用 40枚/月	円
8	パンツタイプ 児童用 40枚/月	円

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （延滞違約金の徴収）

第7条 乙が甲の指定する日までに契約物品を納入しない場合は、甲は、遅延納入個数に契約単価を乗じた額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収することができる。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### （調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

### （請求方法）

第9条 乙は、納入月の物品の納入が完了した後において、請求書に報告書を添付し、その月末を締めとして翌月10日までに請求しなければならない。

(支払方法)

第10条 甲は、前条の規定に基づき請求書を受理したときは、契約物品の種類、規格、納入個数及び金額を照査の上、その日から起算して30日以内に乙に対して請求金額を支払うものとする。

2 甲は、乙に対して、第4条に規定する契約単価に「数量」及び「消費税及び地方消費税の税率」を乗じた金額を支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第1項の規定による請求金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行しないとき又はその見込がないとき。

(2) 本市職員の指示監督に従わず職務の執行を妨げたとき。

(3) 契約事項に違反したとき。

(4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

(5) 第16条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

2 甲が前項により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをしていい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものとす。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰する理由により、物品を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲が契約に違反したとき。

(秘密の保持等)

第15条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、この契約の履行に際し、その従事する者が知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙のこの契約の履行に従事する者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第16条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人の情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称及び事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第17条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(紛争の解決)

第18条 この契約について甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲、乙双方協議の上、決定する。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しあてはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその

処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守せなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。